

地区集会施設建設等事業補助金について

豊川市では、地域社会の健全な発展を図るために、自治組織を対象に豊川市地区集会施設建設等事業補助金を設けています。

そこで、補助金をご利用いただくための参考として、リーフレットを作成しました。

1. 対象となる区分

- (1) 集会施設の新築及び増築
- (2) 集会施設設置用の土地取得
- (3) 既存の集会施設の空調設備設置
- (4) 既存の集会施設の改修
- (5) 放送設備の設置
- (6) 掲示板の設置



2. 補助金申請の流れ（上記 (1)、(3)～(6) の事業）

建設事業実施年度の前年度

自治組織	豊川市
①計画書の提出 (前年度の5月末に連区・町内会へ照会し、 7月末までに提出依頼)	②計画書を基に補助の対象となるか審査 ↓ (対象となれば次年度予算へ計上)

建設実施年度

自治組織	豊川市
②申請書の提出 ※必要書類の詳細は個別に市から送付される文書や補助金交付要綱で確認してください。	①4月中旬に申請書の提出依頼 (予算化された自治組織対象) ↓ (申請書を基に 補助事業内容の審査) ③交付決定通知の送付
(建設等の着手) ④建設等事業着手届の提出 ↓ (事業完了) ⑤実績報告書の提出	(受理) (実績報告書の審査等) ⑥補助金確定通知書 及び請求書様式の送付
⑦補助金請求書の提出	(請求書受理) ⑧補助金支払
(請負業者への支払) ⑨領収書の写しの提出	(領収書の写し受理) ⑩完了

工事施工内容により市職員が現地にて施工内容の確認検査を行います。

補助金申請の流れ（上記(2)用地取得の場合）

用地取得事業年度の前年度

自治組織	豊川市
①計画書の提出 (前年度の5月末に連区・町内会へ照会し、 7月末までに提出依頼)	②計画書を基に補助の対象となるか審査 ↓ (対象となれば次年度予算へ計上)

用地取得年度

自治組織	豊川市
②申請書の提出 ※必要書類の詳細は個別に市から送付される文書や補助金交付要綱で確認してください。 (土地売買契約及び登記事務に着手) ↓ (登記完了) ⑤実績報告書の提出	①4月中旬に申請書の提出依頼 (予算化された自治組織対象) (申請書を基に 補助事業内容の審査) ③交付決定通知の送付
⑦補助金請求書の提出	(実績報告書の審査等) ⑥補助金確定通知書 及び請求書様式の送付 (請求書受理) ⑧補助金支払
(相手方への支払) ⑨領収書の写しの提出	(領収書の写し受理) ⑩完了

3. 区分の内容

(1) 集会施設の新築及び増築

自治組織が新たに集会施設を建設する場合又は既存の集会施設を増築する場合に補助金を利用できます。

ア. 補助額

A)新築：実際の新築工事に要した費用、又は新築に係る床面積（その床面積が標準床面積×1を超える場合は、標準床面積とする。）に180,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額（千円未満切り捨て）

例 150世帯の自治組織が100㎡の集会施設を1,500万円で建設した場合

実際に要した費用：15,000,000円…①

床面積に180,000円を乗じた額：100㎡＞90㎡（標準床面積）×180,000円
=16,200,000円…②

よって、②＞①のため15,000,000円 ÷ 2 = 7,500,000円…補助額

B)増築：実際の増築工事に要した費用、又は増築に係る床面積（増築後の延床面積が標準床面積を超える場合は、標準床面積から増築前の床面積を減じた床面積とします。）に180,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額

例 150世帯の自治組織が250万円で80㎡の既存の集会施設を100㎡に増築しようとした場合

実際に要した費用：2,500,000円…①

増築に係る床面積に180,000円を乗じた額：20㎡が増築に係る床面積であるが、標準床面積が90㎡のため90㎡－80㎡の10㎡が上限 10㎡×180,000円
=1,800,000円…②

よって、①＞②のため1,800,000円 ÷ 2 = 900,000円…補助額

イ. 申請に必要な書類

- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・土地使用承諾書の写し（用地が借地である場合のみ）
- ・登記簿謄本全部事項証明書（土地）
- ・建築確認通知書の写し
- ・工事請負契約書の写し
- ・工事費明細書の写し
- ・自治組織で集会施設の建設を決定したことを証する書類
- ・集会施設の使用に関する規約等

※ 1 標準床面積

自治組織を構成する世帯数	標準床面積
1 0 0 世帯未満	7 0 m ²
1 0 0 ～ 1 9 9 世帯	9 0 m ²
2 0 0 ～ 2 9 9 世帯	1 1 0 m ²
3 0 0 ～ 3 9 9 世帯	1 3 0 m ²
4 0 0 ～ 4 9 9 世帯	1 5 0 m ²
5 0 0 ～ 5 9 9 世帯	1 7 0 m ²
6 0 0 ～ 6 9 9 世帯	1 9 0 m ²
7 0 0 ～ 7 9 9 世帯	2 1 0 m ²
8 0 0 ～ 8 9 9 世帯	2 3 0 m ²
9 0 0 ～ 9 9 9 世帯	2 5 0 m ²
1, 0 0 0 世帯以上	2 7 0 m ²

【添付書類の作成にあたって】

- 1 事業計画書：建設場所、敷地面積、建設規模、構造等を記入のうえ提出してください。
- 2 収支予算書：建設資金の内訳が明らかになる予算書を提出してください。
- 3 土地使用承諾書の写し：土地所有者の印のあるもの、又は賃貸借契約を結んでいる場合は契約書の写しでも可。（土地の所有者については、あらかじめよくご確認ください。）
- 4 登記簿謄本全部事項証明書（土地）：土地の所有状況について確認するため提出してください。
- 5 建築確認通知書の写し：通知書の写し、通知書に添付する平面図及び案内図の写しを提出してください。
- 6 工事請負契約書の写し：工事請負契約書の写しを提出してください。
- 7 工事費明細書の写し：工事請負契約の内訳明細書（請負業者が作成したもの）写しでも可。
- 8 自治組織で集会施設の建設を決定したことを証する書類：総会の議事録の写しを提出してください。
- 9 集会施設の使用に関する規約等：自治組織で集会施設を管理運営していることを確認するため提出してください。

※注意：10年以内に集会施設の新築又は増築にかかる補助金、又は10年以内に既存の集会施設の改修にかかる補助金を利用した場合や、他から補償金や賠償金等の支払いを受けた又は受ける予定がある場合は補助金を利用できません。

(2) 集会施設設置用の土地取得

集会施設を設置するための土地を有しない認可地縁団体が、2年以内に施設を設置するための用地として土地を取得する場合に補助金を利用できます。

ア. 補助額

実際に土地の取得に要した費用、又は標準床面積に当該土地の建ぺい率の逆数を乗じた面積（当該土地の面積が標準床面積※1に当該土地の建ぺい率の逆数を乗じた面積に満たない場合は、その面積とする。）に当該土地の固定資産税評価額に7分の10を乗じて当該土地の面積で除した額を乗じた額のいずれか少ない金額の2分の1（千円未満切り捨て）

例 150世帯の自治組織が、面積160㎡の土地を2,000万円で購入した場合
当該土地の固定資産税評価額1,400万円、建ぺい率60%

実際に要した費用：20,000,000円…①

標準床面積に当該土地の建ぺい率の逆数を乗じた面積に当該土地の固定資産税評価額に7分の10を乗じて当該土地の面積で除した額：

$$\begin{aligned} &150\text{㎡} \text{ (標準床面積 } 90\text{㎡} \times 100 / 60) \\ &\times 125,000\text{円} \text{ (= 固定資産税評価額 } 1,400\text{万円} \times 10 / 7 \div 160\text{㎡}) \\ &= 18,750,000\text{円} \dots \text{②} \end{aligned}$$

よって①>②のため18,750,000円÷2=9,375,000円…補助額

イ. 申請に必要な書類

- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・登記簿謄本全部事項証明書（土地）
- ・固定資産税評価額証明書
- ・自治組織で集会施設設置用の土地を購入することを決定したことを証する書類

※ 1 標準床面積

自治組織を構成する世帯数	標準床面積
1 0 0 世帯未満	7 0 ㎡
1 0 0 ～ 1 9 9 世帯	9 0 ㎡
2 0 0 ～ 2 9 9 世帯	1 1 0 ㎡
3 0 0 ～ 3 9 9 世帯	1 3 0 ㎡
4 0 0 ～ 4 9 9 世帯	1 5 0 ㎡
5 0 0 ～ 5 9 9 世帯	1 7 0 ㎡
6 0 0 ～ 6 9 9 世帯	1 9 0 ㎡
7 0 0 ～ 7 9 9 世帯	2 1 0 ㎡
8 0 0 ～ 8 9 9 世帯	2 3 0 ㎡
9 0 0 ～ 9 9 9 世帯	2 5 0 ㎡
1, 0 0 0 世帯以上	2 7 0 ㎡

※注意：

- ①取得した土地は認可地縁団体名義での不動産登記をすることが必要です。
- ②取得しようとする土地以外に集会所を設置することができる土地（現に設置している場合も含む。）を地縁団体として有していないことが条件です。

(3) 既存の集会施設の空調設備設置

自治組織が既存の集会施設に空調設備を設置する場合に補助金を利用できます。

ア. 補助額

実際の工事に要した費用の2分の1の額とし、500,000円を限度とします。(千円未満切り捨て)

例 120万円で空調設備を設置

実際に要した費用の2分の1の額： $1,200,000円 \div 2 = 600,000円$ …①

上限額：500,000円…②

よって①>②のため500,000円…補助額

イ. 申請に必要な書類

- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・登記簿謄本全部事項証明書（建物）又はこれに準じた建物の所有者もしくは管理者及び床面積を証する書類
- ・設置場所図
- ・平面図
- ・工事費明細書の写し
- ・設置機器カタログの写し
- ・施設所有者の設置承諾書の写し（自治組織所有の場合は不要）
- ・集会施設の使用に関する規約等

※注意：令和元年度より毎年補助金を利用することが可能となりました。

ただし、

- ① 他から補償金や賠償金等の支払いを受けた又は受ける予定がある場合は補助金を利用できません。
- ② 既存の空調設備がある場合、撤去・処分費用は対象になりません。
- ③ 過去に当該補助金を利用して設置した空調設備の取り換えについては、設置後6年を経過していないと再び補助対象になりません。

(4) 既存の集会施設の改修

自治組織が、既存の集会施設のバリアフリー化や経年劣化が原因で必要となった改修工事などに、20万円以上の費用をかけて改修する場合に補助金を利用できます。

ア. 補助額

実際に改修工事に要した費用、又は当該地区集会施設の床面積（その床面積が標準床面積※1を超える場合は、標準床面積とする。）に180,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1（千円未満切り捨て）

例 150世帯の自治組織が、床面積100㎡の集会施設を1,500万円で改修した場合
実際に要した費用：15,000,000円…①
床面積（その床面積が標準床面積を超える場合は、標準床面積とする。）に180,000円を乗じた額：
集会施設の床面積100㎡＞標準床面積90㎡なので90㎡を採用
 $90\text{㎡} \times 180,000\text{円} = 16,200,000\text{円} \dots \textcircled{2}$
よって②＞①のため $15,000,000\text{円} \div 2 = \underline{7,500,000\text{円}}$ …補助額

イ. 申請に必要な書類

- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・登記簿謄本全部事項証明書（建物）又はこれに準じた建物の所有者もしくは管理者及び床面積を証する書類
- ・改修場所図
- ・平面図（必要な場合は立面図も含む）
- ・工事費明細書の写し
- ・建築確認通知書の写し（必要な場合のみ）
- ・施設所有者の工事承諾書の写し（自治組織所有の場合は不要）
- ・耐震改修計画書（耐震改修を行う場合のみ）
- ・集会施設の使用に関する規約等
- ・その他市長が必要と認める書類

※1 標準床面積

自治組織を構成する世帯数	標準床面積
100世帯未満	70㎡
100～199世帯	90㎡
200～299世帯	110㎡
300～399世帯	130㎡
400～499世帯	150㎡
500～599世帯	170㎡
600～699世帯	190㎡
700～799世帯	210㎡
800～899世帯	230㎡
900～999世帯	250㎡
1,000世帯以上	270㎡

※注意：200万円以上の工事で、10年以内に既存の集会施設の改修にかかる補助金を利用した場合、又は10年以内に集会施設の新築又は増築にかかる補助金を利用した場合や、他から補償金や賠償金等の支払いを受けた又は受ける予定がある場合は補助金を利用できません。なお、畳・襖や家具及び電化製品等の備品の購入や修繕は対象外です。

※ 既存の集会施設の改修工事の対象となる事業一覧

事業の名称
(1) 雨漏り等による屋根の改修工事に係る事業
(2) 床板又は床下の腐食等による改修工事に係る事業
(3) 給排水管の老朽化に伴う改修工事に係る事業（水漏れ等による一部修繕は除く。）
(4) 外壁塗装改修工事に係る事業
(5) サッシ取替え改修工事に係る事業
(6) バリアフリーに配慮した改修工事に係る事業
(7) 耐震診断又は耐震改修計画に基づく耐震改修工事に係る事業
(8) 下水道接続工事又は農業集落排水接続工事に係る事業
(9) 合併浄化槽設置工事
(10) 省エネルギーを促進する改修工事に係る事業（太陽光発電設備の設置を除く。）
(11) 災害等による突発的な損害の復旧改修工事
(12) その他市長が必要と認める事業

(5) 放送設備の設置

自治組織が、会員に対し情報を伝達するための放送設備を設置する場合に、補助金を利用できます。

ア. 補助額

実際の工事に要した費用の2分の1の額とし、5,000,000円を限度とします。(千円未満切り捨て)

例 12,000,000円で放送設備を設置した場合

実際に要した費用の2分の1の額：12,000,000円 ÷ 2 = 6,000,000円・・・①

上限額：5,000,000円・・・②

よって① > ②のため5,000,000円…補助額

イ. 申請に必要な書類

- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・設置場所図
- ・土地使用承諾書等の写し
- ・登記簿謄本全部事項証明書（土地）
- ・工事請負契約書の写し
- ・工事費明細書の写し
- ・自治組織で放送設備の設置を決定したことを証する書類
- ・設置機器カタログの写し

※注意：10年以内に放送設備の設置にかかる補助金を利用した場合や、他から補償金や賠償金等の支払いを受けた又は受ける予定がある場合は補助金を利用できません。

(6) 掲示板の設置

自治組織が、会員に対し情報を伝達するための掲示板を設置する場合に、補助金を利用できます。

ア、補助額

実際の工事に要した費用の2分の1の額とし、70,000円を限度とします。(千円未満切り捨て)

例 200,000円で掲示板を設置した場合

実際に要した費用の2分の1の額： $200,000円 \div 2 = 100,000円$ ・・・①

上限額：70,000円・・・②

よって①>②のため70,000円・・・補助額

イ、申請に必要な書類

- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・設置場所図
- ・土地使用承諾書等の写し
- ・登記簿謄本全部事項証明書（土地）
- ・工事費明細書の写し
- ・設置機器カタログの写し

※注意：自治組織が建物の屋外に設置し、個人の利益とみなされないもの又は商業に係る広告用でないもので、原則、自治組織が所有する集会施設の敷地内に設置する掲示板が補助対象となります。